

## 大分大学大学院福祉社会科学研究科学生の教育的措置に関する規程

平成24年3月27日制定

### (趣旨)

第1条 この規程は、大分大学学生懲戒規程（平成18年規程第76号。以下「懲戒規程」という。）第2条第2項に基づき、大分大学大学院福祉社会科学研究科（以下「本研究科」という。）が行う処分及び本研究科が特に定める教育的な措置（以下「教育的措置」という。）に関し必要な事項を定める。

### (教育的措置の対象)

第2条 教育的措置は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- (1) 定期試験等において不正行為をした者
- (2) 懲戒規程第2条第1項に至らない反社会的行為をした者

2 前項各号の者の行為が度重なる場合又は悪質な場合は、懲戒規程に基づき処分を行う。

### (教育的措置の種類)

第3条 教育的措置の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 研究科長による嚴重注意
- (2) 顛末報告書の提出
- (3) 反省文の提出
- (4) 謹慎
- (5) その他反省を促す活動等

2 前条第1項第1号の者については、前項の教育的措置に併せて当該定期試験等が行われた学期に履修した科目の成績を無効とする。

### (調査)

第4条 研究科長が必要と認めるときは、教員又は教育的措置を行う学生（以下「対象学生」という。）等から事実確認及び事情聴取することができる。この場合において、研究科長は、事実確認及び事情聴取の適正な実施のために必要と認めた者を同席させることができる。

2 対象学生からの事情聴取に当たっては、十分な弁明の機会を与えなければならない。

### (教育的措置の決定)

第5条 教育的措置は、研究科長において審議の上、研究科委員会の議を経て、研究科長が決定する。

### (教育的措置の通知)

第6条 研究科長は、前条により教育的措置を決定したときには、速やかに対象学生に通知しなければならない。

(再発防止)

第7条 研究科長は、教育的措置の対象となった事案の再発防止の観点から、当該教育的措置について掲示により学生へ周知するものとする。ただし、研究科長が、特に必要があると認めたときは、この限りでない。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、教育的措置に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成24年福祉社会科学研究科規程第1号)

この規程は、平成24年3月27日から施行する。